

長野県文化財保護審議会（令和4年度第1回） 会議録

日時：令和4年8月29日（月）11時00分～16時40分

会場：議会増築棟第一特別会議室ほか

出席委員：佐々木会長、井田委員（オンライン）、市澤委員、入江委員、岩佐委員、上野委員、小野委員、高橋委員（オンライン）、多田井委員、土本委員、松崎委員、吉田委員、吉村委員（13名）

1 開会

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

（1）課長あいさつ

○事務局（久保文化財・生涯学習課長）

長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課課長の久保友二と申します。

委員の皆様、今日は暑い中、また、遠くからおいででの委員の皆様、大変ありがとうございます。

日頃から文化財の調査ですとか、そういった場面で本県の文化財の保存・活用に関しまして、多大なる御尽力・御協力をいただいていることに対しまして、改めまして、この場をお借りして、御礼を申し上げたいと思います。

既に3年目となるコロナ禍でございますけれども、社会は基本的な感染対策を取った上で、できるだけ社会活動を止めないという流れに変わってきていると思っておりますが、本日、審議会の会議中は、換気の徹底、手指消毒の徹底等、留意してまいりますので、委員の皆様におかれましても、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

さて、本日の審議会でございますが、昨年、令和3年度の第1回の審議会で諮問をいたしました、指定案件の審議を中心をお願いいたします。

また、新たに県宝指定に関して諮問3件、有形民俗文化財指定に関して諮問1件を予定しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、長時間に及ぶ日程となり、誠に恐縮ではございますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（2）会長あいさつ

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

続いて、佐々木会長から御挨拶をお願いいたします。

○佐々木会長

皆様、おはようございます。今日はちょっと涼しいですけど、暑い中、お集まりいただき、ありがとうございました。

今、久保課長の挨拶にもありましたように、新型コロナでもう2年ですか、長いこといろいろな行動制限が加えられています。今はありませんが、以前と同じように三密の回避などはどこでも行っているところです。

私も大体自宅にいてじっとしていたのですが、そうすると、いろいろ考えてきまして、例えば6月の猛暑の中、樹木、天然記念物の植物ですけれども、水不足で枯れはしないかとか、あるいは庭木が枯れはしないかとか、いろいろ心配になってきました。

一昨年ですか、千曲川の水害がありまして、いろんな文化財が流されたこともあったと思います。いま一度、保全ということを考えて、例えば防火対策ですとか、あるいは生き物ですと、今、大丈夫なのかとか、そういったチェック、こういったものを加えていかなければ、保全にはならないと感じた次第です。

一方の活用ですけれども、文化財は一つではなくて、地域にある文化財をまとめて把握して行って、それをまちづくり・まちおこしに役立てていくことがいろいろな計画の上でなされております。それは文化財が地域の特徴・個性を形づくる有力な一つの要素だからでございます。また、多面的にいろんな文化財と併せて考えていくと、新しい価値を見いだすことにつながっていくのだと思います。この保全と活用の両面を考えましても、今、必要なことは、文化財の価値の顕在化、多面的な価値がある文化財が多いかと思います。多面的に考えて多様な価値を見いだしていく、これが今やらなければならないことだと感じました。

既存の文化財の価値を改めて把握するだけではなくて、そこから見える未指定の新しい文化財を指定していく。それはこの審議会の任務でもございます。委員の皆様にはぜひこのことを考えながら、いろんな文化財の指定に携わっていただきたいと願っております。御尽力をお願いいたします。

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

ありがとうございました。

<審議会成立報告>

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

本日の委員の出席状況について、申し上げます。審議会委員15名中13名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の過半数にご出席をいただいておりますので、長野県文化財保護条例第42条第2項の規定により、本会が成立することを御報告いたします。

（3）諸連絡

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

【配布資料及び日程の確認】

【文化財指定状況の確認】

<議長選任>

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

それでは議事に移らせていただきます。

会議の議長につきましては、文化財保護条例の規定により、佐々木会長をお願いいたします。

○佐々木会長

それでは、議長を務めさせていただきます。着座で失礼いたします。

<議事録署名人の氏名>

初めに、本日の議事録署名人を指名いたします。
ウェブで参加の井田委員、上野委員、よろしいでしょうか。
ありがとうございます。よろしく願いいたします。

<会議の撮影、傍聴の許可>

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影・録音につきまして、事前に皆様にお諮りした上で認めてきたところです。

本日も、次第2の部会別審議及び3の全体会を除いて、これを許可したいと思います、御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

御異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音については、部会審議及び全体会を除き、これを許可いたします。

それでは、ここで審議会を一旦中断いたしまして、部会別の審議に移りたいと思います。
事務局より会場を説明してください。

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

部会の会場です。有形文化財部会は1階上の4階の401号会議室、史跡考古部会は402号会議室、無形・民俗文化財部会は403号会議室、名勝・天然記念物部会は第1特別会議室となります。それでは、各部会の担当者が御案内いたしますので、各会場への移動をお願いいたします。

※部会別審議のため一時中断

(2 部会別審議(略))

(3 全体会(略))

4 審議

(1) 議事

<議第1号 長野県宝の指定の答申について「信濃国飯田城絵図」>

○佐々木会長

それでは、審議会を再開いたします。
初めに、現在、審議会に諮問されている案件について審議いたします。
議第1号の「信濃国飯田城絵図」について、御審議をお願いいたします。
この案件につきまして、担当の吉田委員から御説明をお願いいたします。

○吉田委員

それでは、御説明いたします。
お手元にあります県宝の候補物件調査票を御覧ください。

1、種別、歴史資料。2、名称、信濃国飯田城絵図。3、員数、1鋪。4、所在地、飯田市仲ノ町303-1、下伊那教育会です。5、6共に所有者の氏名または名称として、公益社団法人下伊那教育会、管理者の氏名または名称も同じです。7、年代は、17世紀後期になります。8、概要と特色です。

まず概要です。本絵図は、飯田藩堀家家臣の西尾家に所蔵されたもので、昭和12年に下伊那教育会に寄贈されたものである。

縦253センチ、横301センチの紙本着色の絵図で、短辺約25センチ、長辺約55センチの和紙を縦10枚、横6枚、総数60枚を張り合わせているが、裏打ちされ、破損箇所には紙を重ねています。

また、四辺は断ち切られ、四辺にあります「南」という文字の一部が切れていることから、断ち切られたことが分かります。

現在は、折り畳まれた状態で保存されているものの、状態は良好です。

写真の全体図を御覧いただきますと、これでいきますと北が左手になります。

一番西側の右端の4分の1ぐらいのところに「南」という文字が斜めにありますが、こちらが若干きれいな形になっておりますが、この部分で断ち切られています。全体が60枚ぐらいの非常に大きな発泡紙を貼り継いだ大きな絵図になっています。

飯田城絵図ですけれども、17世紀後期の飯田城と城下町を描いています。

飯田藩主、脇坂安政の寛文12年播磨国龍野への転封に際し、城を受け取った次の堀家が、この絵図を家臣団の武家屋敷配置のために使用したと推定されます。

飯田城を中心に、惣堀内の城と城下町、それから、慶安元年に伝馬町の北側、伊那街道沿いに新たに建設された桜町までが描かれた絵図になっています。

追手門の内側、つまり城内の御殿などの建物も詳細に描かれ、また、城内外の建造物や武家屋敷、寺院には、詳細に坪数、間口、奥行きなどが茶色の貼り紙に記されています。

これは「いる」の次は「。」です。「。」が脱落しています。

また、建物には随所に付箋が貼られており、青の付箋には脇坂時代の家中の氏名、知行高など、屋敷地の利用状況が記され、白の付箋には堀家の家中氏名が記されています。

他方、町人地は町割りと通りの名称のみで、屋敷地は描かれていません。

制作年代の考証の根拠は3点ですが、一つ目が上飯田村内に先ほど言った桜町三町が新たに町割りされる時期、二つ目は中荒町に千村氏の役所が移された時期、三つ目は出丸に幽閉されていた堀田正信に関する付箋の記事などによっています。

(2) ですが、候補物件の評価です。飯田城については、幕府が諸藩に命じて、正保元年に作成し、数年かけて提出させた正保城絵図が伝存していないことから、本絵図は江戸時代前期の飯田城や城下町の構造を仔細にうかがい知ることができる貴重な史料です。現存する飯田城最古の城絵図で、制作目的、伝来も明らかであり、史料的価値も高いことから、県宝候補物件としてふさわしいと考えます。

9として、指定基準及び理由は、そちらにありますとおり、県宝の指定基準、文化財保護条例の第4条1項に定める重要なものとは、県の歴史または文化を知るに必要なもので、次に掲げるものとするということで、(6)歴史資料のア、イ、ウの基準によっています。

指定理由としては2点ですが、1点目は、江戸時代前期の飯田城と城下町の構造を知ることができる貴重な資料であるということ。

2点目は、藩主の交代により絵図が引き継がれた際の変更点を3色の貼り紙と付箋で表していますが、そのほとんどが欠損せずに残っており、資料的価値が高いということです。念のため、そこに茶色の貼り紙、青と白の付箋の数、現段階のものを明記しておきました。

10 は調査者及び調査日で、私が令和元年 8 月 1 日に伺っています。コロナの関係で答申までの時間がかかっているかと思います。

11、指定後の保存と活用については、下伊那教育会の教育参考館にて保存することになっており、ただし、史料保存のため原則として非公開。

そして、飯田市文化財保護情報サイトの「文化財保護いいだ」にて画像などを紹介しています。

博物館などの特別展などでの公開もこれから予定され、直近で今年公開予定になっています。

12 は註と参考文献ということで、以下のとおりになります。

以上になります。

絵図の補足ですけれども、絵図の写真の 1 枚目、上の全体図の下にありますのが城の内側、つまり城内の本丸部分の御殿を描いた絵と、茶色の貼り紙と申し上げたのですが、このように諸所に建造物の部分に間口と奥行きなどが書かれています。

3 枚目の写真は三ノ丸の部分です。下に南北の堀と中央に追手門、そして、その上側、今、空間的に広がっている部分が三ノ丸になって、重臣の屋敷になります。同じように茶色でそれぞれの屋敷地の広さが書かれています、青色で脇坂時代の家臣の名前と知行高、白の付箋で多少動いたりもしていますけれども、動くというのは、斜めになった付箋もあるように、これは貼り紙ではなく付箋ですが、次に入ってきた堀氏の家臣たちの名前が入っています。

最後の 4 番目の出丸部分の絵ですけれども、三ノ丸のちょうど上に出丸部分がありますが、ここに先ほどの堀田正信、これは佐倉藩の藩主でしたけれども、乱心ということで幕府の処罰を受けて、こちらに幽閉されていた者です。幽閉時期が 1660 年から 1672 年までとはっきりしていますので、青色の上野介様御座所と書いたところがそれに該当しますので、少なくとも幽閉期間であることは明確に年代も比定されるものです。

以上になります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。

大きな絵図です。ただいまの説明につきまして、質疑などがございましたら、発言をお願いいたします。

単純な話なんです、私からで、この絵図の状態は良好なのでしょうか。虫食いも何もないのでしょうか。

○吉田委員

折り畳まれているので、折り目の部分に少しめくれというか、紙自身に劣化に近いものはありますが、虫食いなどはなくて、本当に良好な状態です。御殿のところに若干虫食いはありますけれども、ほとんどありません。

○佐々木会長

ありがとうございました。

ほかに御意見なり、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

○委員一同
【異議なし】

○佐々木会長
ありがとうございます。
それでは、信濃国飯田城絵図につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。
それでは、事務局から答申書（案）を配付してください。

○佐々木会長
ウェブで参加の先生が見やすいように、もうちょっとだけ上に上げてください。信濃国飯田城絵図という字が見えにくかったので、それをお願いします。
ただいま配付されました答申書（案）につきまして、何か御意見などはございますか。特によろしいでしょうか。

○委員一同
【異議なし】

○佐々木会長
ありがとうございました。それでは、「(案)」を取りまして、答申書として決定いたします。

(2) 諮問

○佐々木会長
次に、本日付で長野県教育委員会から諮問がなされています。
事務局から諮問書の写しを配付してください。
【諮問書の写し配布】

○佐々木会長
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（久保文化財・生涯学習課長）
御説明をいたします。ただいまお配りしました諮問書の写しを御覧ください。
今回、諮問いたしますのは、長野県宝に指定をすることをお諮りいたします文化財といたしまして、駒ヶ根市にございます小町谷家住宅、下諏訪町にございます岩波家住宅、上伊那郡宮田村にございます小田切家所蔵高遠城二ノ丸廐稻荷本殿・上家及び奉納品類の 3 件、長野県有形民俗文化財に指定する文化財といたしまして、南木曾町の南木曾の林業資料の 1 件でございます。詳細につきまして、各担当から御説明を申し上げます。

○事務局（市川主任指導主事）
それでは、まず小町谷家住宅について、御説明を申し上げます。
名称・員数ですが、小町谷家住宅 8 棟、附が 7 棟、1 群、1 穴、そして、宅地の中に 5 群

です。

所在地は、駒ヶ根市赤穂 7951 番地 1。現在の所有者は、小町谷章様です。

年代については、主屋は推定で 18 世紀の後半、また、文庫蔵が文化 9 年、棟札によります。

対象として、主屋、東門、経蔵、門、袖壁付、主屋・経蔵間のもの、味噌蔵・南の蔵、文庫蔵、洋館、西の蔵・雑穀蔵・穀蔵、ここまで各 1 棟でございます。

洋館につきましては、昭和の初期のもの聞き取りで伺っております。

附としまして、北門 1 棟、外便所 1 棟、蔵屋 1 棟、蔵屋のひさしの下に井戸がついているもの 1 棟、鶏小屋 1 棟、温室 1 棟、みるく小屋 1 棟、井戸、覆屋のあるものが 1 群、室が 1 穴。

宅地の中には、墓所 1 群、供養塔 1 群、石垣 1 群、板塀石垣、経蔵の南側、味噌蔵の東側が 1 群、土塁、一部石垣が 1 群でございます。

位置及び概要でございますが、この住宅は屋号を羽場といいまして、近世、上穂村にあった旗本近藤氏領 913 石の代官を努めた家柄でございます。上穂村は、その後、合併されまして、現在、駒ヶ根市赤穂が小町谷家住宅の立地場所です。

天竜川の右岸にある小町谷家住宅は、東門を介して南アルプスを眺望いたしまして、その背後に中央アルプスを眺望する壮大な土地に立地しております。

広大な屋敷地は、その一部が土塁で囲われているなど、中世の遺構が遺存する重要な場所でございます。

本棟づくりということで、これが主屋です。それを門、塀、土蔵、土塁などが取り囲む中、多種多様な建造物が群として立地をしております。

建造物の変遷と概要ですけれども、屋敷地は、主屋 1 棟を中心に表門の東門が南アルプスを望む東側、その両側に石垣状の板塀が囲んでおります。

東門の南には経蔵があり、主屋の南側には味噌蔵、南の蔵、文庫蔵がございます。

複数の蔵に囲まれた庭は、主屋の南側に面して高質な外部空間を形成しております。

文庫蔵の南側に隣接して洋館がございます。

主屋の西側、中央アルプスがある方には、西蔵、雑穀蔵、穀蔵が立ち並んでいます。

主屋の北側には、回り込んだ土塁に北門がうがたれておりまして、その両脇が石垣になっております。

主屋と北門との間は、作業庭と了解される外部空間で、外便所、鶏小屋、井戸、蔵屋、温室、みるく小屋などの附属建物が立地しております。

高遠石工による石づくりの墓、供養塔、碑は、北門を出た外側の屋敷地にあり、作業のための複数の小屋があるほか、かつては社が林立する樹木の中にありました。

小町谷家住宅は、このような発展的な変容を経て、現在見るような本棟づくりと了解される建築形態を形成してまいりました。

保存活動でございますけれども、代々の小町谷家のところで保存に務めてきた結果、保存状態はすこぶるよいということがございます。しかしながら、近年、土蔵、これは文庫蔵でございますけれども、ここに泥棒が入ったり、または土蔵の壁が落ちたりということがありまして、保存に苦しむという側面も顕在化しております。

現在、一般社団法人小町谷家住宅保存会が発足しておりまして、所有については、こちらへの移行を予定しております。

保存と活用については、予定されている一般社団法人への移行後も、小町谷家の代々が務めてきた保存を継承し、建造物、工作物、庭を保全していく方針となっております。ま

た、屋敷地の一般公開を進めて、活用していく計画でございます。

諮問理由としまして、中世に起源を持つ小町谷家が恒久的な家構えを形成していった結果として、現在の壮大な屋敷構えがある。核となる主屋や東門は意匠的に優秀であり、屋敷の全体構成は、歴史的かつ学術的にすこぶる重要である。

また、小町谷家住宅は、建築学のほか、歴史学、民俗学、考古学など、様々な学問分野から注目され、学際的に重要な空間と言えるということでございます。

指定基準は、(7) 建造物、(ア) 意匠的に優秀なもの、(ウ) 歴史上重要なもの、(エ) 学術上重要なものでございます。

参考文献は、ここに示したとおりでございます。

資料としては、位置図、配置図、写真を掲載いたしました。28 ページに主屋の外観が載っております。38 ページが主屋の中の写真でございます。

小町谷家住宅については、以上でございます。

続きまして、岩波家住宅についてご説明いたします。

員数が 7 棟、附 6 棟、宅地が 1 群。所在地は、諏訪郡下諏訪町 3492-1。所有者は、岩波尚宏氏でございます。

年代については、主屋が 19 世紀の後期、一部、享和元年以前だと思われま

す。対象については、主屋 1 棟、正門、袖板壁潜戸つきが 1 棟、横門 1 棟、裏門 1 棟、書庫蔵 1 棟、一の蔵・二の蔵 1 棟、味噌蔵 1 棟。

附で旧製糸工場 1 棟、土蔵 1 棟、社 1 棟、離れ 1 棟、湯屋 1 棟、住宅 1 棟。

宅地に泉水石組が 1 群でございます。

概況と特色ということで、丸が五つございますけれども、これは飛ばします。

位置及び概要のところでは、岩波家は、諏訪湖の北、諏訪大社下社秋宮の北方 100 メートルに位置しております。

下諏訪宿は、中山道の宿、また、甲州街道の終点という交通の要地でございます。岩波家はその本陣でありました。1601 年当時には、現在の本陣岩波家に当たる場所に小口弥右衛門が勤めた下諏訪宿の間屋があり、1688 年以降は、弥右衛門の土地・建物と間屋本陣職を岩波太左衛門が受け継ぎました。その建造物が享和元年の岩波本陣、そして、現在の岩波家に由来するものと推測されます。

明治維新により、本陣が役割を果たす機会がなくなりましたが、明治 13 年に明治天皇の御小休所として用いられております。

戦前の昭和 15 年に文部大臣により文化財として指定されました。戦後、GHQ の指示で全国一斉の指定解除となりましたが、昭和 47 年に町指定の史跡、下諏訪宿本陣遺構となりました。

建造物の変遷と概要です。屋敷地は、元来、下諏訪本陣として広大な土地でありましたが、明治時代に分家に分筆をしたものの、泉水を持つ庭園とそれを望む座敷空間が保たれることになりました。現在の屋敷地は、主屋を中心に、正門、横門、裏門、三つの門があり、土蔵や板塀で囲われております。屋敷地は入口の正門から背後の山に向かって上がっております。

正門から入って左側、屋敷地の北側には、住宅、土蔵、書庫蔵、横門、一の蔵・二の蔵、味噌蔵が小路に面して建っております。正門から入り、主屋に入ると、開放的な座敷に至り、泉水を持つ庭園を望むことができます。その背後、屋敷地の東側には、皇女和宮が宿泊をした後に出た裏門のほか、近代に入って展開した製糸工場が建っております。屋敷地

は全体として低層の建造物で構成されておりますが、庭園は多種多様な庭木のほか、高木樹が林立しており、諏訪大社秋宮の持つ敷地につながっております。

泉水を持つ庭園とそれを望む座敷空間は、建築史家である藤島亥治郎氏が下諏訪宿本陣から継承されたその価値を絶賛することとなりました。ここは先ほどと重なりますので、飛ばします。

コロナ禍の前に、県文化財保護審議会で庭園の価値について調査を進めることとなりまして、これに合わせて建造物の調査も行われまして、その後、建造物を中心に調査研究が進められてきました。

保存活動については、岩波家が下諏訪宿の本陣を継承することにより保存されてきたという根本路線のほか、昭和15年の国指定、また、昭和47年の町指定により、保存活動が展開されました。現在、28代目ということですが、当主の岩波氏を中心とする岩波氏の親族により、岩波家住宅が大切に保存されてきております。

保存と活用の概要については、現在、構想されているものとして、下諏訪宿本陣を継承して近代に形成されていった建造物群の構成を保ちつつ、個々の建造物を文化財的に保護していくものであります。当面の活用としては、泉水庭園に面した座敷を利用した観光が考えられております。

諮問理由として、近世の下諏訪宿本陣の一部の座敷が泉水庭園とともに質の高い空間を形成し、意匠的に優秀であること。下諏訪宿本陣を継承し、近代に形づくられたという経緯そのものが歴史上すこぶる重要なものであること。下諏訪宿本陣にゆかりのある諸々の文物、近代化に応じて形づくられた諸々の文物が学術上重要なものであること。とりわけ、個々の建造物は歴史的証左であり、学術上重要であること。

指定基準は、そこに記載したとおりでございます。また、参考文献もそこに記載されております。

以上です。

○事務局（谷主任指導主事）

続きまして、小田切家所蔵高遠城二ノ丸厩稲荷本殿・上家及び奉納品類の概要を説明させていただきます。

員数ですが、109点ということで、51ページから表になっております。

所在地、上伊那郡宮田村5833番地。所有者、小田切康彦さん。制作年代、江戸時代から明治時代初期。種類・形状は、歴史資料になります。

伝来・由緒。版籍奉還後、知藩事となった旧高遠藩藩主内藤頼直は、明治4年、1871年、城内の武器・武具等を旧領内の神社に奉納し、明治5年には献金等の功績のあった旧藩士や旧領民等に武具等が下賜されたと言われている。

他方、高遠城の門や建物の多くも、明治5年10月に競売にかけられ、明治6年1月には高遠城は廃城となりました。

厩稲荷は、高遠城二ノ丸に所在した御厩の守神として同所に鎮座していたが、高遠藩に代々御厩中間として勤役し、幕末には小頭、明治3年には肝煎に着任した中越村、現在の宮田村の一部ですが、小田切家の屋敷地内に勧請された。

あわせて、厩稲荷に江戸時代を通じて奉納された幟等の関連する奉納品とともに小田切家に渡されています。その時期は、稲荷本殿に現存する木札の裏面に「奉勧請 明治五申三月十日」と書いてあります。これにより、明治5年3月と推定されます。

稲荷社の祭礼は、以後、現在に至るまで小田切家が執っている。

概要です。稲荷社本殿は桁行一間（身舎正面柱間 303mm）、梁間一間、正面向拝付きの一間社流造、柿葺である。身舎正面及び両側面の三方に樽縁をめぐらし、両袖に笠木を載せた脇障子を、向拝前方には浜縁を設けている。上家は桁行一間、梁間一間、切妻造、妻入、棧瓦葺である。稲荷社本殿は築年代が不明であるが、上家が束の墨書から文化 9 年、1812 年の再建と判断できることから、それ以前の建築物と推定できる。

また、御神体（和鏡）、稲荷狐、神札入れ、燭台、鰐口、絵馬、神社幕、幟、鈴、獅子頭、矢、法螺貝、太鼓、馬具、旗指物等、厩稲荷の祭礼に関わると考えられる奉納品類が 41 種、107 点、一括して残されている。これに厩稲荷本殿と上家加わるので、点数は 109 点ということになります。

これらのような日常的な信仰に関わる品物は、劣化により廃棄されることが多いが、200 年前後もの間、当初の状態、かつ一括で残されていることは極めて珍しい。高遠城内祭祀の様相を知る上でも極めて重要なものと評価できる。

(3) 評価。高遠城廃城に伴い、城郭内に所在した建造物等の多くが失われた中であって、二ノ丸に存在した御厩に祭られていた稲荷社とその奉納品等がまとまって御厩中間として勤役した家に伝来したことの歴史的意義は大きい。高遠城の歴史を伝えるのみならず、御厩稲荷に対する藩士等の信仰の在り方を知ることのできる貴重な歴史資料として極めて価値が高い。

諮問理由。高遠城内御厩の鎮守社として伝わる物件であり、近世武家の信仰文化を今に残す貴重な文化財である。

国史跡高遠城跡に所在した本資料は、高遠藩や高遠城の歴史を理解する上で極めて貴重である。

指定基準は、ここに書いてあるとおり、(6) 歴史資料、ア、ウによります。

参考文献は以下にあります。

51 ページから表がございしますが、一部修正をいたします。6 番の稲荷狐のところに「狛犬の可能性あり」と記載がありますが、先ほど部会で狐でいいだろうということなので、「狛犬の可能性あり」というのは取ってください。狐でいいということです。

13 番の石製ほこらですが、この表に載せて、今回諮問の数に入っておりますが、先ほどの部会の指導で、これは大正 2 年のほこらなので、他とは物が違うということで、答申のときには外すべきだという御指導をいただいております。

以上、その他は表のとおりです。

55 ページは厩稲荷と上家、上のほうの図は上家ばかりになってしまっていて、手前に石製ほこらがありますが、上家の下に、下の写真の小さな建物が入っているということです。

56 ページ、57 ページは奉納品です。こういうものがあります。いろいろな種類があるので、全部載せ切れていませんが、こういうものということで説明させていただいております。

すみません、訂正があります。55 ページの上のタイトルのところですが、「小田切家所蔵高遠城二ノ丸厩稲荷本殿・上屋及び奉納品類」と書いてあります。「上屋」になっていまして「上家」に直してください。よろしく申し上げます。

説明は以上になります。

事務局（三木担当係長）

次に、南木曾の林業資料について説明させていただきます。

初めに 2 点ほど修正とおわびをさせていただきたいのですけれども、まず諮問書ですが、

長野県有形民俗文化財に指定する文化財のところに「南木曾町の林業資料」と書いてありますが、これは「南木曾の林業資料」が正確でございます。大変申し訳ありません。

次に審議会資料の 58 ページ、59 ページに南木曾の林業資料の概要、諮問物件の概要という資料があるのですが、ここは修正が大きくありますので、別刷りで諮問物件の概要、南木曾の林業資料というものをつけさせていただいております。概要についての説明はこれに基づいて行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問物件の概要を御覧ください。

あわせて、審議会資料の 60 ページ以降はこのまま使っておりますので、参考にしてください。

60 ページには南木曾町の位置、61 ページには今回の資料の集計表、62 ページ以降は南木曾の林業資料の代表例をつけてあります。この中に全長 74.5 センチとか、それぞれの資料に大きさが書いてありますが、それぞれの台帳には細かくここを計測というものがあるのですが、そこまで細かく載せることができないので、資料の一番長い辺の長さだと思っただけだと思います。

それでは、諮問物件の概要について説明させていただきます。

名称は、南木曾の林業資料。所在地は、木曾郡南木曾町。所有者は、南木曾町。

点数は罫線の中には書いておりませんが、文中に 281 点という形で記載させていただいております。

諮問物件の歴史的背景でございますが、近世初期以降、木曾地域ではヒノキを中心とする林業が起り、当地の主要産業になったところです。そうした中、城郭や神社仏閣の建築材料として伐採が進み、木材等がどんどん減っていったのですが、18 世紀に入ると、尾張藩は住民の立入禁止やヒノキ、サワラなどの木曾五木の伐採を禁止し、「木一本、首一つ」、要は木を 1 本切れば、首が一つ飛んでしまうとも言われる厳しい統制による森林保護政策を取ることで、広大なヒノキ林を形成しました。こうして尾張藩は林業により多大な収入を得ていたところです。

尾張藩の森林管理は明治 2 年まで続き、版籍奉還によって国が所有する管理となったところです。

現在では、柚人が利用したのこぎりや斧などの伐採道具が散逸し、僅かに残る道具類は各町村などで回収され、保管されてきているところです。

林業資料の概要と特色でございます。林業による伐採作業では、様々な作業があり、立木の伐倒に始まり枝打ちや製材、皮剥ぎや運搬・牽引、木材の計測などがあります。

中でも立木を切り倒すための柚のこぎりは 92 点と多く、そのほかにも様々な用途に使われてきました。特に木材の集散地であった高知県土佐山田町を中心に生まれ、発展してきた土佐のこぎりが利用されてきました。立木の太さを切り倒すには刃渡り 70 センチほどの柚のこぎりだけでは無理で、斧を使って切り口をつけてから切り倒すため、のこぎりと同様の道具として大事でございます。

こうした木を切るための道具のほか、木を測るための輪尺や所有者を明らかにする刻印、山仕事で身につける蓑や脚絆などもあり、木曾谷における林業関係の貴重な資料であります。これらは木曾谷の各町村で廃校になった校舎や資料館に保存されてきたところです。その中でも、木曾谷最南端の南木曾町では、貴重な林業資料として台帳目録を作成し、別紙のとおり、281 点の保管に努めております。

林業の機械化が進む中、柚人による手作業に頼ってきた道具類は、使用してきた柚人からも使い方などが聞けない状況の現在、散逸する前に個人蔵の物や小学校資料室に残る林

業資料等を保管・整理していくことが急務となっております。

南木曾町の林業資料は、旧田立小学校や南木曾町博物館などに保管されており、地域学習の一環として子供たちの学習や博物館で公開しているところでもあります。

次に、諮問理由でございます。日本各地には、吉野杉や秋田杉のように、時の権力者による厳重な保護・保管により美林が保たれてきたところがあり、木曾谷の木曾ヒノキも尾張藩による、「木一本、首一つ」といった厳しい統制によって美林が保たれてきました。これに従事する杣人たちが山仕事に使ったのこぎりや斧など、貴重な道具類も従事者の減少や機械化により散逸して、僅かしか残っておらず、日本を代表する木曾ヒノキの林業資料の道具類も博物館や個人宅に残るのみであるため、変遷や形態を知る上で貴重この上ない林業資料と言えます。

同様に、尾張藩内であった木曾谷各町村も多くの林業資料を保管していますが、いち早く資料類の保全に努めている南木曾町の林業資料を皮切りに、将来は木曾谷全体の林業資料の把握に努めるべく、まずは南木曾町林業資料解明の意義は高く、評価すべきものと言えます。

指定基準としましては、第 3、長野県有形民俗文化財の指定基準の (2) 農具、養蚕具、林産用具など、この中の林産用具です。

(3) 運搬具、舟車、旅行具などの運搬具、それに加えて、(12) の前各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特徴または職能の様相を示すもので、特に重要なもの、こういった観点から重要なものであると言えると考えております。

よろしく願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。

以上、長野県宝指定 3 件、長野県有形民俗文化財 1 件が諮問されました。

ただいま説明がありました件につきまして、質疑などがございましたら、御発言をお願いいたします。多田井委員、どうぞ。

○多田井委員

先ほど南木曾の林業資料ということで御説明いただきましたけれども、県の諮問では「南木曾町の林業資料」という形で諮問が出ております。そんなことから、民俗部会でも「南木曾の林業資料」ではなく、県で言うております「南木曾町の林業資料」という形に変更して、今後やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○佐々木会長

事務局、いかがでしょうか。

私も、今、説明を聞いていまして、ちょっと疑問に思ったのは、南木曾町以外では同じように残っていないのですか。

○多田井委員

できれば木曾谷を一括して、それぞれの林業資料を指定に持っていきかけたわけですが、各町村に問い合わせたところ、それぞれに温度差がございまして、中には教育委員会の担当がそちらのほうに疎い、そんなことからまだなかなか進んでいない状況もあったり

で。そうしたことから、既に南木曾町では早くから取り組み、データ化したものもございますので、まずは南木曾町の林業資料を指定していこう。追加して、今後、各町村がそれぞれにできることになれば、最終的には木曾谷の林業資料という形で指定に持っていければいい、そんな思いであります。以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。これも検討事項として諮問ですか。

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

ただいまの件ですが、「南木曾の」ではなくて、「南木曾町の」のほうがよいということですが、部会の中でそういうお話になられたということによろしいでしょうか。

○多田井委員

今、説明しましたように、南木曾のみではなくて、今後、上松町とか、それぞれの町村が加わっていくとなると、町名なり、村の形になっていきますので、南木曾の場合も南木曾町という町名を入れた県の諮問の方向でいいのではないかということでもあります。

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

諮問ではございますが、委員の皆様の御審議の中でそのように決めていただければと思いますので、その結果でいきたいと思えます。

○佐々木会長

ありがとうございます。

次回の部会で相談していただいて、正式な名称を決めるということによろしいですか。

あと、名称でもう一つ、私分からないことがあったのですが、林業資料と聞いて、文書はあるのかと思ってしまったのだけれども、道具が中心です。だから「林業資料(道具類)」とか、そういった言葉、説明書きはタイトルには要らないのですか。

○松崎委員

民俗資料については、特に林業だからといって、何々道具とかつくものはございません。

○佐々木会長

分かりました。どうぞ。

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

今回、諮問ということで、教育委員会から審議会に諮問させていただいています。教育委員会で決定をしました名称が「南木曾の林業資料」ということで、本日の資料は間違っておりますが、「南木曾の林業資料」ということですので、諮問の段階では「南木曾の林業資料」、今後、答申に向けた調査の中で、名称も御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

○佐々木会長

また部会で審議をお願いいたします。部会で名称を決定してよろしいですね。

多田井委員、お願いいたします。
ほかに何かございますか。入江委員、どうぞ。

○入江委員

細かいことですが、小田切家、高遠城の厩稻荷の目録、53 ページですが、ここに太鼓の種類が書いてあります。私、音楽が専門なものですから、ちょっと気になったのですけれども、宮太鼓、締太鼓、30 番は洋太鼓とあります。洋太鼓という太鼓の分類は、普通、音楽では使っていないので、これはどういうものなのか。

備考のところに、新屋敷、矢善、嶋太、これがどういう意味なのか、もし西洋太鼓というのだったら、ちょっとびっくりするのですけれども、中身を教えてくださいませんか。

○事務局（谷主任指導主事）

備考に書いてあるのは、こういう文字が書いてあるということです。どういう太鼓かという、いわゆるスネアドラムに分類されるものだと報告されています。

○入江委員

スネアドラム、スネアがついていて、びびびんとはじくようなものですね。恐れ入ります。このことですか。厩稻荷の祭礼に使ったと書いてあるので、これをどうやって祭礼に使ったのか、ちょっとびっくりしているのですけれども、中に何か書いてありますか。新屋敷というのは、どこに書いてあるのですか。

○事務局（谷主任指導主事）

新屋敷はこれです。洋太鼓と花瓶に書かれています。

○入江委員

そうですか。これは地名なのか、作った人の名前なのか。普通、締太鼓や宮太鼓があるのは一般的でよく分かりますけれども、西洋式、つまり鼓笛隊などで使って、幕末から明治にかけてちょっとはやった時期もあるのですが、一つだけスネア太鼓が入っているというのはどういう位置づけなのか、びっくりしています。これは読ませていただきます。

以上です。

○事務局（谷主任指導主事）

また調べさせていただき、皆さんにお返ししたいと思います。

○佐々木会長

お願いします。ほかに御意見、御質問はございますか。

○入江委員

分かりました。新屋敷地区の矢善、嶋太、これは名前ですね。新屋敷が地域の名前で、矢善、嶋太はどうも人の名前のように。奉納した主なのか、それともつくった人なのか、そのところはよく分かりません。でも、不思議な存在です。

○佐々木会長

また調査、もっと詳細な写真などをお願いいたします。どうぞ。

○吉田委員

調査をした人間として、一応村からの報告書によりますと、高遠藩の幕末期における鼓隊で用いられたものではないかということで、幕末の軍制関係で使われたものだと考えているようです。

新屋敷の矢善、嶋太、これは名前ですけれども、太鼓職人だと思います。

○入江委員

ここにもそう書いてあります。それは私も気づきましたが、高遠藩といたら伊沢修二の出身でもあるのですけれども、詳しく読ませていただきます。どういうふうに使ったのか、ちょっと不思議な感じです。

○吉田委員

あと、これは一応幕末のものだろうということですが、先ほど大正の祠（ほくら）を外していただいたり、明治5年以降、このおうちが勧請されてから関わったものについては、今まで村指定には入っていたのですけれども、県宝としては、やはり二ノ丸、これは稻荷の勘助曲輪という曲輪にあったものですが、そこでの奉納品と区別して、そちらに限定する、江戸時代のものに限定して指定をお願いしたいと思っています。これは今のところ幕末ということで、当時のものだろうということを入れてはいるのですけれども、調査させていただきます。また御教示をお願いいたします。

○入江委員

ありがとうございました。

○佐々木会長

調査をよろしくをお願いいたします。ほかに何かございますか。お願いします。

○吉田委員

先ほどの林業の資料ですけれども、私も林業関係のことがこうやって指定されることはいいことだと思いますし、ぜひ他の地区でも進めていただければいいと思うのですが、道具は年代が分からないといえますか、柄のほうに銘があったり、そういう痕跡のようなものは、今のところ一切見つかっていないのでしょうか。いつ頃の道具なのかというのが少しでも分かるような手がかりはありますでしょうか。

もう一つ、小木曾の方は、お六櫛という櫛をつくっていた地域だと思うのですけれども、それにまつわる道具などもないですか。ないのですね。分かりました。失礼しました。

○佐々木会長

お願いします。

○多田井委員

のこぎりの束などに残っている部分もありますけれども、それは本当にまれなもので、年代まで分かるようなところまで地元でも調査がきちっと進んでいない部分もありますが、

もう少しそれらが分かれば、それを記述しながら登録してまいりたいと思っています。

○佐々木会長

木工用のきこりではなくて、櫛などをつくった、そちらの道具ということですか。

○多田井委員

そちらまでは入っておりません。例えば蘭の辺りでは、木鉢をつくるための道具とか、木工製品を作るためのものまでは入れてありませんので、主体は材木を切り倒して搬出する、こういうところまでです。

○佐々木会長

よろしいですか。

○吉田委員

ありがとうございます。

○佐々木会長

本当は別個に指定したいのですけれどもね。

○吉田委員

江戸時代にお六櫛というくしがはやったのでね。

○佐々木会長

ほかは何かございますか。

私からですが、土本先生と一緒に岩波家の庭を見に行っただけですけれども、単なる文章の表現です。39 ページの真ん中ですが、「泉水を持つ庭は、国指定名勝である光前寺庭園に匹敵する」とあります。光前寺庭園は本坊と西庭園だと思うのだけれども、ちょっと性格が違って、光前寺の本坊と西庭園は大きな石がたくさんあるのです。一番上に巨石の三尊石があって、真ん中の滝口にまた大きな石を使っていて、その水が一遍に流れ込むところにもある。ところが、ぱっと見てもツツジで分からないのです。大きな石をメインにしたのが光前寺だったので、岩波家はもっと小ぶりで落ち着いた庭、静寂が売りの庭なので、滝があっても落ち着きが非常に重要な庭だということを書いていただくと、この庭の性格、座敷に面した庭、お寺ではないということが分かるかと思しますので、お願いします。

お寺さんと、どうしても迫力とか、緊張感が必要な場合もありますので。

○佐々木会長

他に何かございますでしょうか。

それでは、本日諮問のありました4件につきましては、有形文化財部会及び無形・民俗文化財部会において、担当の委員を中心に答申に向けて調査などをよろしく願いいたします。

(3) その他

○佐々木会長

次に「(3) その他」といたしまして、委員各位から何かございませんでしょうか。事務局から何かございますか。

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

特にございません。

○佐々木会長

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様の御協力に対しまして、感謝申し上げます。進行を事務局にお返しいたします。

(4) 答申

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

ありがとうございます。それではここで、先程、長野県宝指定の答申を決定いただきました「信濃国飯田城絵図」につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。

○佐々木会長

長野県宝の指定について。答申。令和3年9月13日付け2教文第690号で諮問されたこのことについて、下記のとおり長野県宝に指定することが適当である旨答申します。長野県宝に指定する文化財、名称「信濃国飯田城絵図」。員数、一鋪。所在地、飯田市。所有者、公益社団法人下伊那教育会。

【佐々木会長から尾島教育次長へ答申書を手交】

(5) 教育次長あいさつ

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

長野県教育委員会事務局教育次長の尾島から、ご挨拶を申し上げます。

○尾島教育次長

教育次長の尾島でございます。本日は御多忙のところ、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。また、長時間にわたり熱心にご審議をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

ただいま指定が適当であるとの答申をいただきました、飯田市の「信濃国飯田城絵図」につきましては、速やかに指定の手続きを進めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症が社会の様々な面に影響を及ぼしております。地域の文化財についても、行動制限があった時期に比べれば来訪者も戻ってきてはおりますが、基本的な感染対策の徹底が求められています。また、各地で行われているお祭り等の伝統行事も、大勢の人が集まれないために、規模の縮小や中止を余儀なくされておまして、特色のある地域文化の継承への影響が憂慮されております。

県といたしましては、今後も国や市町村等と連携しまして、文化財の保護・継承の活動を支援してまいりますので、引き続きご指導・ご助言を賜りますよう、お願い申し上げます。

委員の皆様の審議会の委員としての今期の任期でございますが、9月19日までとなっております。2年間の任期中、コロナの影響等もございまして、調査活動などが思うようにいかない部分もあったかと思いますが、県内の貴重な文化財の指定について御審議いただき、本当にありがとうございました。

また、県の文化財保護行政につきまして、様々な機会にご指導・ご助言を賜り、重ねて感謝申し上げます。今後、新たな委員の選定を進めてまいりますけれども、引き続き県の文化財保護行政へのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に皆様方の今後益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げ、御礼のごあいさついたします。本当にありがとうございます。

5 閉会

○事務局（児玉課長補佐兼文化財係長）

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

令和4年8月29日

議事録署名委員 井田秀行

議事録署名委員 上野勝久